**講座７**

初任給の基準とその決定方法

１．職務の級の決定基準

（１）採用試験の結果に基づいた職員

　　　採用となった日にその者に適用される初任給基準表の初任給欄の職務の級

（２）経験者採用試験の結果に基づいた職員

　　　官職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、知識経験、免許等を考慮して決定

（３）（１）、（２）以外の職員

　　　経験年数に相当する期間その者の職務と同種の職務に引き続き在職したものと見なして在級期間表に定める在職期間に従い昇格させるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定しようとするときにあっては当該職務の級の範囲内で職務の級を決定

２．号俸の決定

（１）号俸決定の原則

　①　採用試験の結果に基づいた職員

　　　初任給基準表の試験欄の区分に対応する初任給欄に定める号俸

　②　経験者採用試験の結果に基づいた職員

　　　部内の他の職員において、採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、採用の日に属する職務の旧都同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号俸を踏まえ、有する能力等を考慮して決定する号俸

　③　①、②及び④以外の職員

　　ア）号俸が初任給基準表に定められている職員　　その号俸

　　イ）号俸が初任給基準表に定められていない職員　職務の級に昇格又は降格した場合に得られる号俸

　④　初任給基準表に適用すべき職種欄若しくは試験欄のない職員若しくはその者の学歴免許等の資格が同表の最低の学歴免許等の区分に達しない職員又は専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員

その者の属する職務の級の最低の号俸とする

（２）初任給基準の適用方法

　①　職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用

　②　「採用試験」の区分は以下の職員に適用

　（ア）採用試験の結果に基づいて職員となった者

　（イ）その後人事交流等により地方公務員等となり、その後、引き続き職員となった者

　（ウ）特定独立行政法人職員となり、その後、引き続き職員となった者

　③　採用試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者

　④　学歴免許等欄の区分の適用については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする

（参考）規則9-8別表第2　初任給基準表（抄）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 試験 | | 学歴免許等 | 初任給 |
| 一　　　般 | 採　用　試　験 | 総合職（院卒） |  | 2級11号俸 |
| 総合職（大卒） |  | 2級1号俸 |
| 一般職（大卒） |  | 1級25号俸 |
| 一般職（高卒） |  | 1級5号俸 |
| 専門職（大卒一群） |  | 1級26号俸 |
| 専門職（大卒二群） |  | 1級25号俸 |
| 専門職（高卒） |  | 1級5号俸 |
| そ　の　他 | | 高　校　卒 | 1級1号俸 |
| 無線従事者 |  | | 第1級総合無線通信士  第1級海上無線通信士  第1級陸上無線通信士 | 1級25号俸 |
| 第2級総合無線通信士  第2級海上無線通信士  第2級陸上無線通信士  第1級陸上特殊無線技士 | 1級9号俸 |
| 航空無線通信士 | 1級5号俸 |
| 第3級総合無線通信士  第3級海上無線通信士  国内電信級陸上特殊無線技士  第4級海上無線通信士  第1級海上特殊無線技士  その他の資格 | 1級1号俸 |

備考１～４　省略

５　平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者には次の表を適用する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試　　　験 | | 学歴免許等 | 初任給 |
| 採 用 試 験 | Ⅰ　種 |  | 2級1号俸 |
| Ⅱ　種 |  | 1級25号俸 |
| Ⅲ　種 |  | 1級5号俸 |
| Ａ　種 |  | 1級26号俸 |
| Ｂ　種 |  | 1級15号俸 |

（３）号俸の調整

　①　学歴免許等の資格による初任給の調整

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 博士課程修了 |  | ２１ |
| 修士課程修了、専門職学位課程修了又は大学６卒 |  | １８ |
| 大学選考科卒 |  | １７ |
| 大学４卒 | 大学卒 | １６ |
| 短大３卒 |  | １５ |
| 短大２卒 | 短大卒 | １４ |
| 短大１卒又は高校専攻科卒 |  | １３ |
| 高校３卒 | 高校卒 | １２ |
| 高校２卒 |  | １１ |
|  | 中学卒 | ９ |
| 備考  一　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、同表の上〔左〕欄に掲げる「博士課程修了」の区分に対応する同表の下〔右欄〕に掲げる数に１を加えた数をもって、同欄に掲げる数とする。  二　その者の有する学歴免許等の資格に係るこの表の下〔右〕欄に掲げる数について人事院が別表の定めをした職員については、人事院が定める数をもって、同欄に掲げる数とする。 |  |  |

|  |
| --- |
| 〔例〕平成24年８月　一般職（大学）試験合格  の場合  　　　　　 25年３月　修士課程修了  25年４月　行政（一）１級採用  　　　初任給基準表に定める号俸（一般職（大卒））　　　　　１の２５  　　　修士課程修了と大学卒の学歴免許等による調整　２年　 ＋ ８  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 １の３３ |

（参考）規則９－８第14条の調整を行った場合の行政（一）の初任給（太線部分）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 試験 | | 高校卒 | 短大2卒 | 短大3卒 | 大学卒 | 修士課程修了 | 博士課程修了 |
| 採　用　試　験 | 総合職（院卒） |  |  |  |  | 2-11 | 2-23 |
| 総合職（大卒） | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-9 | 2-21 |
| 一般職（大卒） | 1-25 | 1-25 | 1-25 | 1-25 | 1-33 | 1-45 |
| 一般職（高卒） | 1-5 | 1-13 | 1-17 | 1-21 | 1-29 | 1-41 |
| 専門職（大卒一群） | 1-26 | 1-26 | 1-26 | 1-26 | 1-34 | 1-46 |
| 専門職（大卒二群） | ※1-25 | ※1-25 | ※1-25 | 1-25 | 1-33 | 1-45 |
| 専門職（高卒） | 1-5 | 1-13 | 1-17 | 1-21 | 1-29 | 1-41 |
| そ　の　他 | | 1-1 | 1-9 | 1-13 | 1-17 | 1-25 | 1-37 |

（注１）※印は一部採用試験について21歳未満の受験が認められていない

（注２）平成24年2月1日前に告知された採用試験の結果に基づいて職員となった者は次の表を適用する

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 試　　験 | | 高校卒 | 短大2卒 | 短大3卒 | 大学卒 | 修士課程修了 | 博士課程修了 |
| 採 用 試 験 | Ⅰ種 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-1 | 2-9 | 2-21 |
| Ⅱ種 | 1-25 | 1-25 | 1-25 | 1-25 | 1-33 | 1-45 |
| Ⅲ種 | 1-5 | 1-13 | 1-17 | 1-21 | 1-29 | 1-41 |
| Ａ種 | 1-26 | 1-26 | 1-26 | 1-26 | 1-34 | 1-46 |
| Ｂ種 | 1-15 | 1-15 | 1-19 | 1-23 | 1-31 | 1-43 |

（注３）平成19年1月1日以後の採用者については、調整される号俸数が異なる。

②　経験年数による初任給の調整

　（ア）経験年数

　　ⅰ）経験年数の起算

　　　経験年数は、新たに職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の取得したとき以後の経歴による（当該資格以外の資格による方が有利である場合には、その資格を取得した時）。

看護師等の専門職種はその資格を有した時点以降しか前歴として見られないことに留意が必要。

　　ⅱ）経験年数の換算

　　　経歴については、経験年数換算表（規則9-8別表第4）によりその年数を換算する。

（参考）規則9-8別表第4　経験年数換算表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　　　　　　　　　歴 | | 換　算　率 |
| 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在所期間 | 職員として同種の職務に従事した期間 | 100/100 |
| 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| その他期間 | 80/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下） |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| その他の期間 | 80/100以下 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。） | | 100/100以下 |
| その他の期間 | 教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの | 100/100以下 |
| 技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの | 50/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下） |
| その他の期間 | 25/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職俸給表の適用を受ける職員に適用する場合は50/100以下） |

備考

　１　経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄を80/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100/100以下）とする。

　２　経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち職員としての職務に役立つと認められる期間で人事院が定める者に対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を人事院が別に定める。

　　ⅲ）経験年数の計算

　　　ａ　経験年数の計算は月を単位として行う

　　　ｂ　一の月に換算率の異なる２以上の期間があるときは、最も有利な換算率による

　　　ｃ　換算した年数に１月未満の端数が生じたときは、その端数を合計するものとし、なお、１月未満の端数があるときは、１月に切り上げる

　（イ）経験年数調整表

（参考）規則9-8別表第5　経験年数調整表

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学歴区分  （甲） | 学歴免許等の区分 | | | | | |
| 基礎学歴区分 | | | | 学歴区分（乙） | |
| 大学卒 | 短大卒 | 高校卒 | 中学卒 | 博士課程修了（大学６卒後のものに限る。） | 博士課程修了 |
| 博士課程修了 | ＋5年 | ＋6.5年 | ＋9年 | ＋9年 | －1年 |  |
| 修士課程修了 | ＋2年 | ＋3.5年 | ＋6年 | ＋6年 | －4年 | －3年 |
| 専門職学位課程修了 | ＋2年 | ＋3.5年 | ＋6年 | ＋6年 | －4年 | －3年 |
| 大学６卒 | ＋2年 | ＋3.5年 | ＋6年 | ＋6年 | －4年 | －3年 |
| 大学専攻科卒 | ＋1年 | ＋2.5年 | ＋5年 | ＋5年 | －5年 | －4年 |
| 大学４卒 |  | ＋1.5年 | ＋4年 | ＋4年 | －6年 | －5年 |
| 短大３卒 | －1年 | ＋0.5年 | ＋3年 | ＋3年 | －7年 | －6年 |
| 短大２卒 | －2年 | －0.5年 | ＋2年 | ＋2年 | －8年 | －7年 |
| 短大１卒 | －3年 | －1.5年 | ＋1年 | ＋1年 | －9年 | －8年 |
| 高校専攻科卒 | －3年 | －1.5年 | ＋1年 | ＋1年 | －9年 | －8年 |
| 高校３卒 | －4年 | －2.5年 |  |  | －10年 | －9年 |
| 高校２卒 | －5年 | －3.5年 | －1年 | －1年 | －11年 | －10年 |
| 中学卒 | －7年 | －5.5年 | －3年 | －3年 | －13年 | －12年 |

備考　（略）

　（ウ）調整対象となる経験年数

　　ⅰ）採用試験による採用者

　　　ａ　任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数

　　　ｂ　初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、それぞれの区分に属する学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

　　ⅱ）２．（２）②（イ）、（ウ）及び③に該当する者については人事院の定める経験年数

　　　ａ　２．（２）②（イ）、（ウ）に該当する者

　　　　　最短昇格期間を超える経験年数

　　　ｂ　２．（２）③に該当する者

　　　　　最短昇格期間を超える経験年数以外の号俸である者にあっては、その者の職務に有用な免許その他の資格を取得した時以後の経験年数

　　　　※１　「最短昇格期間」とはその者の職務と同様の職務に引き続き在職したものと見なして昇格によりその者の属する職務の級に決定することができる最短の期間

　　　　※２　「基準号俸」とは号俸決定の原則により得られる号俸

　　　　※３　「職務の級の最低の号俸」とは

　　　　　　ア　昇格又は降格の対応により基準号俸が最低の号俸とされた場合

　　　　　　イ　初任給基準表に適用すべき職種欄又は試験欄がないため、基準号俸が最低の号俸とされた場合

　　　　　　ウ　初任給基準表の最低の学歴免許等の区分に達しないため、基準号俸が最低の号俸とされた場合

　　　　※４　「その者の職務に有用な免許その他の資格」とは、初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分に応じ、それぞれの区分に属する学歴免許等の資格が該当する。

　　ⅲ）ⅰ）、ⅱ）又はⅳ）以外の者については、初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数

　　ⅳ）ⅰ）及びⅱ）以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸であるものについては、人事院の定める経験年数

　　　　（注）その者の最短昇格期間を超える経験年数

ⅴ）学歴免許等の資格より上位の学歴免許等の資格を有する者で初任給の調整を受けないものについては、学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数に加算額を加えた年数をもってⅰ）～ⅳ）に定める経験年数とする

　（エ）調整方法

ⅰ）経験年数の月数を12月又は18月で除した数に４を乗じて得た数を基準号俸の号俸に加えた数の号俸に調整することができる

　　　ａ　原則として、（ウ）ⅰ）～ⅳ）の経験年数の月数については12月で除す

　　　ｂ　５年を超える経験年数の月数については、18月で除す（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる次の(a)又は(b)に掲げる職務に従事していた年数であって、部内の他の職員との均衡を考慮して各庁の長が相当と認める年数の月数については、12で除す）

　　　　(a)その者の職務と同種の職務

　　　　(b)(a)以外の職務に在職した年数を経験年数換算表により100/100の換算率によって換算した場合における当該職務

ⅱ）12月で除すこととされる経験年数の月数のうち、12月に満たない端数の月数は、18月で除すこととされる経験年数の月数として取り扱うことができる

ⅲ）経験年数の月数の全てを12月で除すこととされた職員で、年度の途中で採用されたことにより、経験年数の端数の月数が９月以上となるもののうち、学卒後の直採用である部内の他の職員との均衡を図る上で必要であると認められるものについては、３号俸をⅰ）に加えることができる。

○　経験年数を有する者の特例

※　給与構造改革期間中の昇給号俸抑制措置の復元措置を踏まえて、職員同士の序列を維持するために、未回復分について、調整を受けることとなる。

※　給与制度の総合的見直しに係る昇給号俸の１号俸抑制（2015年１月）を受けた職員との均衡をはかるための調整も同様に受けることとなる。

　＜参考＞　給与構造改革期間中（平成18年度（2006年度）～平成21年度（2009年度）の４年間）に抑制されてきた昇給号俸の回復措置について

|  |
| --- |
| ①　2011(平成23)年４月１日  2011(平成23)年４月１日時点で 43歳未満の職員　　 　最大１号俸回復  　　②　2012(平成24)年４月１日  　　　　2012(平成24)年４月１日時点で30歳未満の職員　　　　　 最大２号俸回復  　　　　2012(平成24)年４月１日時点で30歳以上36歳未満の職員　最大１号俸回復  　　③　2013(平成25)年４月１日  　2013(平成25)年４月１日時点で31歳以上39歳未満の職員　最大１号俸回復  　　④　2014(平成26)年４月１日  　　　　2014(平成26)年４月1日時点で45歳未満の職員　　　　　 最大１号俸回復 |

　　＜2015（平成27）年４月１日現在における回復の状況＞

2013(H25)年4月1日に措置済み

2014(H26)年4月1日に措置済み

2011(H23)年4月1日に措置済み

2012(H24)年4月1日に措置済み

回復される号俸数

４

未回復

３

２

１

33歳

39歳

46歳

41歳

30歳

年齢

35歳

47歳

　　　注）年齢は2015（平成27）年４月１日現在の年齢

○　初任給の号俸調整に関する経過措置

　平成19年１月１日以後新たに職員となり、採用日から、これらの調整による号俸の号数から規則第12条第１項の規定による号俸の号数を減じた数を４で除して得た数の年数（１未満切り捨て＝「調整年数」）を遡った日が、平成22年１月１日前となるものの採用日における号俸は、採用日から調整年数を遡った日の翌日から採用日までの間における昇給日の数に相当する号数を減じて決定する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【例１】高校卒業後10年の経歴を有する者（平成27年４月１日現在39歳に満たない職員）を、平成27年４月１日に、選考により行政（一）１級に採用する場合の初任給の決定  Ａ　経験年数について  　　経歴10年については、選考による採用であるため、80/100換算して、調整の対象となる経験年数は８年  Ｂ　調整の方法について  ①　経験年数８年のうち、12月で除して調整できる経験年数は５年であるため   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ５年（60月） | ＝ | ５ | × | ４ | ＝ | 20 | | １２月 |   　②　経験年数８年のうち、18で除して調整できる経験年数は３年であるため   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ３年（36月） | ＝ | ２ | × | ４ | ＝ | ８ | | １８月 |   　①＋②＝２８より、決定できる号俸は、基準号俸がその他区分の１の１であるため  　　　　　　　　　１の　１  　　　　　　　　　＋　２８  　　　　　　　　　１の２９  　この職員は平成27年４月１日以後に新たに職員となり、採用日から調整年数（７年）を遡った日は平成20年４月１日である。その翌日から採用日（平成27年４月１日）までの間に、平成21年１月１日、平成22年１月１日にそれぞれ昇給の抑制を受け、同日において、39歳に満たない者であるため、その号俸数が全て回復しているために、給与構造改革による調整をする必要が無い。一方、給与制度の総合的見直しによる昇給抑制は平成27年１月１日に行われているので、すでに在職している者との均衡をはかるために１号俸の抑制を行い、初任給の決定は１の２８となる。  　※　2006年給与構造改革における調整  　　　平成27年４月１日現在の年齢が39歳以上41歳未満であれば１号俸の抑制、41歳以上46歳未満であれば２号俸の抑制、46歳以上47歳未満であれば３号俸の抑制、47歳以上であれば４号俸の抑制を上限として、調整が行われる。  　※　2015年給与制度の総合的見直しにおける調整  　　　平成27年４月１日以降の採用者については、平成27年１月１日の昇給抑制との均衡をはかるために、決定後の初任給から１号俸を調整される。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 【例２】大学卒業後６年の経歴を有する一般職（大卒）試験合格者を平成27年４月１日に（平成27年4月1日現在28歳）、行政（一）１級に採用する場合の初任給の決定  Ａ　経験年数について  　　経歴６年については、一般職試験合格者であるため、この期間が職務に役立つ期間とすれば、100/100換算して、調整の対象となる経験年数は６年  Ｂ　調整の方法について  ①　経験年数６年のうち、12月で除して調整できる経験年数は、全期間職務に役立つ期間と見なして   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | | ６年（72月） | ＝ | ６ | × | ４ | ＝ | 24 | | １２月 |   　②　決定できる号俸は、基準号俸が一般職（大卒）の１の２５であるため  　　　　　　　　　１の２５  　　　　　　　　　＋　２４  　　　　　　　　　１の４９  　この職員は平成27年４月１日以後に新たに職員となり、採用日から調整年数（６年）を遡った日は平成21年４月１日である。その翌日から採用日（平成27年４月１日）までの間に、平成22年１月１日に昇給の抑制を受け、同日において、39歳に満たない者なので、その抑制号俸数が全て回復しているために、調整をする必要が無い。一方、給与制度の総合的見直しによる昇給抑制は平成27年１月１日に行われているので、すでに在職している者との均衡をはかるために１号俸の抑制を行い、初任給の決定は１の４８となる。 |

|  |
| --- |
| ○　まとめ  ①　初任給を決定する際の前歴換算の考え方は以下のとおり。  　・同種100/100、異種80/100、無職25(50)/100  　　※　何が同種で、何が異種かはそれぞれの自治体の判断によるものであり、無職の25/100の適用は可能な限り50/100へ改善していく必要がある  　②　調整の方法の考え方は以下のとおり。  ・同種の期間はすべて12月で除す。  ・異種であっても5年までは12月で除す。  　・これらを超える期間はすべて18月で除す。  　　※　この内容を最低限に下回っている自治体は改善要求を掲げて交渉していく必要がある。  　③　①、②を基本にしながら、給料表の異動や割愛採用、試験区分の上位への変更等の特別な事情の際のルールを定めていく必要がある。その際、最初から適用給料表を受けたもの、採用段階から当自治体の職員であったことと見なして再計算する（離職再採用方式）など行って、職員の有利な条件で給与決定を行うような運用を研究していくことが必要である。 |

北海道における初任給の決定方法について

（全道庁労連組合員必携抜粋）

(１) 適用給料表

　初任給とは新規に採用された者の最初の給料のことであり、人事委員会の行う採用試験の上級、中級、初級の区分に応じそれぞれの初任給が定められています。

　また、選考により採用された者も、学歴、免許等の資格に応じ初任給が決められています。

　この初任給は三つの要素から成り立っています。一つは適用給料表、二つは職務の級、三つは号俸です。

　適用給料表は、採用された職種によって決まり、これは、給料表の下の備考欄等で次のとおり定めがあります。

■職種と適用給料表

|  |  |
| --- | --- |
| 行　政　職 | 他の給料表の適用を受けないすべての職員 |
| 海　事　職 | 人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等 |
| 研　究　職 | 試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員 |
| 医療職(1) | 病院、診療所、保健福祉事務所等に勤務する医師及び歯科医師 |
| 医療職(2) | 薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床工学技士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師、病理細菌技術職員、視能訓練士、視能技術職員、言語聴覚士、理学療法士、理学療法技術職員、作業療法士、作業療法技術職員、獣医師 |
| 医療職(3) | 保健師、助産師、看護師、准看護師 |

(２) 級・号俸

　給料表が決まれば、今度は給料表の中のどの級に決めていくかということになります。

　職務の級はその職務の内容に応じて分類されており、実際に職員の職務の級を決定する場合には採用された職、試験区分、学歴、経験年数に応じて決定されます。

　一般的には採用になって直ちに役付きになるということはないので、学歴なり試験区分等に応じて級が決定されます。

　全ての給料表＜別表１・２＞の全ての職種に初任給基準表＜別表３＞が定められています。試験合格者はその区分に応じて初任給が決まっているし、それ以外の職種はその人の資格、学歴などで決めています。

　初任給の号俸は、いわゆるストレートで卒業して、ストレートで試験に受かって直ちに採用になった場合については、初任給基準表に定める号俸になります。

　例えば高校を卒業して初級試験（一般事務）に合格してそのまま採用になると、試験区分の初級欄の１級５号俸がこの人の初任給となります。

(３) 初任給等の調整

　初任給はストレートで採用になった場合、初任給基準表を使用しますが、たとえば、大学を卒業し道職員試験の中級合格者、さらに学校を卒業してから採用になるまでの間に、民間等に勤めていた人など、その前歴等に応じて号俸の上積みをする措置をとっています。

①　修学年数調整

　修学年数調整とは、その人の持っている学歴、免許等と試験等の区分が違う場合は、その差を初任給の号俸から加減することです。たとえば、大学を卒業して行政職中級試験に合格した場合、中級というのは短大卒相当なので、次の表のとおり修学年数は14年となります。この人の実際の修学年数は16年なので２年間学歴として多く持っています。この多い部分１年につき４号の割合で加算をします。つまり、修学年数調整ということで８号俸を初任給に加算し、１級15号俸に８号俸を加え１級23号俸が初任給になります。

■修学年数調整表

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学　歴　区　分 | 修学年数 |  | | | |
| 大 学 卒  （16年） | 短 大 卒  （14年） | 高 校 卒  （12年） | 中 学 卒  （９年） |
| 博士課程修了 | 21年 | ＋５年 | ＋７年 | ＋９年 | ＋12年 |
| 修士課程修了 | 18年 | ＋２年 | ＋４年 | ＋６年 | ＋９年 |
| 専門職学位課程修了 | 18年 | ＋２年 | ＋４年 | ＋６年 | ＋９年 |
| 大学６卒 | 18年 | ＋２年 | ＋４年 | ＋６年 | ＋９年 |
| 大学専攻科卒 | 17年 | ＋１年 | ＋３年 | ＋５年 | ＋８年 |
| 大学４卒 | 16年 |  | ＋２年 | ＋４年 | ＋７年 |
| 短大３卒 | 15年 | －１年 | ＋１年 | ＋３年 | ＋６年 |
| 短大２卒 | 14年 | －２年 |  | ＋２年 | ＋５年 |
| 短大１卒 | 13年 | －３年 | －１年 | ＋１年 | ＋４年 |
| 高校専攻科卒 | 13年 | －３年 | －１年 | ＋１年 | ＋４年 |
| 高校３卒 | 12年 | －４年 | －２年 |  | ＋３年 |
| 高校２卒 | 11年 | －５年 | －３年 | －１年 | ＋２年 |
| 中学卒 | ９年 | －７年 | －５年 | －３年 |  |

備考　１～３、５　略

４　学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の博士課程修了の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ１年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

②　経験年数調整

ア　経験年数換算

　経験年数調整とは、学校等を卒業後、採用するまでの間に前歴があるという人について調整を行なうことです。この場合、その前歴の中身によって換算の割合が違います。換算の割合というのは次の経験年数換算表のとおり制度的には100分の100、100分の80、100分の50、100分の25の四通りあります。

　たとえば同じ１年間でも、100分の100でみると、１年であるし、100分の80で見ると9.6月だから、切り上げて10ヵ月になり(１月未満は切り上げ)、100分の50で見ると６月となります。換算の割合をどのように決めるかというと、それは採用になった職種（仕事）と前歴がどれぐらい関連のある仕事をしていたかによって定められています。つまり、関連がある程割合は高くなるわけです。

■経験年数換算表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経　　　　　　　　　　　　　　　歴 | | 換　　　算　　　率 |
| 国家公務員、地方公務員又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間 | 職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| その他の期間 | 80/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下） |
| 民間における企業体、団体等の職員としての在職期間 | 職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 | 100/100以下 |
| その他の期間 | 80/100以下 |
| 学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。） | | 100/100以下 |
| その他の期間 | 教育、医療、海事、研究に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの。 | 100/100以下 |
| 技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの。 | 50/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、80/100以下） |
| その他の期間 | 25/100以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合及び教育職給料表の適用を受ける職員に適用する場合は、50/100以下） |

※経験年数の起算点　　 ア試験の場合…………試験合格時又は試験に対応する学歴取得以降

　　　　　　　　　　 　　イ資格免許の場合……免許取得以降

イ　号俸の加算

　号俸の加算は、まず、アで換算された経験年数について、関連する業務の前歴は、すべて2／2(12月)で割返し、それ以外(異種業及び無職)の前歴は、５年までは2／2(12月)、５年を超える期間は3／2(18月)で割返し、号俸に加算される年数を算出します。そして、その年数に１年につき４号俸を加算します。

■職種別の号俸加表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　　種 | 計　　　　算 | 職　　　種 | 計　　　　算 |
| 医師 | 2/2（12月で４号）  （全期間方式） | 職業訓練指導員 | 関連経験2/2  （12月で４号）  関連経験以外５年間2/2  関連経験以外５年超え2/3（18月で４号） |
| 看護師・准看護師・助産師 | 研究職員 |
| 普及指導員  林業普及指導員  水産業普及指導員 |
| 保　　健　　師 |
| 獣医師 |
| 児童自立支援専門員  児童生活支援員 |
| その他職員 | 直接役立つ職務2/2  その他の経験  ５年間2/2  ５年超え3/2  （18月で４号） |
| 診療放射線技師 |
|
|

ウ　端数調整

　換算された経験年数を号俸に加算するとき、端数（月数）が出る場合があります。この１年未満の端数（月数）については、これを初任給決定時には号俸加算しませんが、以下の計算で号俸を算出し、採用後最初の昇給時（１月１日）にプラスして昇給号俸とします。

■端数の調整

|  |  |
| --- | --- |
| 経験年数調整の区分 | 号俸の調整数 |
| 12月調整の端数 | 端数月数に相当する月数÷３（１月未満切捨） |
| 18月調整の端数 | 端数月数×2/3（12/18）に相当する月数÷３（１月未満切捨） |

(４) 初任給基準表

■行政職給料表

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職　　　　種 | 試　　験 | | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
| 一　　　般 | 正規の試験 | 上級 |  | １級25号俸 |
| 中級 |  | １級15号俸 |
| 初級 |  | １級５号俸 |
| そ の 他 | | 高校卒 | １級１号俸 |
| 司　　　書 |  | | 短大卒 | １級15号俸 |
| 司　書　補 |  | | 高校卒 | １級５号俸 |
| 無線従事者 |  | | 第１級総合無線通信士  第１級海上無線通信士  第１級陸上無線技術士 | １級25号俸 |
| 第２級総合無線通信士  第２級海上無線通信士  第２級陸上無線技術士  第１級陸上特殊無線技士 | １級９号俸 |
| 航空無線通信士 | １級５号俸 |
| 第３級総合無線通信士  第３級海上無線通信士  国内電信級陸上特殊無線技士  第４級海上無線通信士  第１級海上特殊無線技士  その他の資格 | １級１号俸 |
| 保　育　士 |  | | 短大卒 | １級15号俸 |
| 普及指導員  水産業普及指導員  林業普及指導員 |  | | 大学卒 | １級23号俸 |
| 短大２卒 | １級13号俸 |
| 高校卒 | １級５号俸 |

備考　略

■児童自立支援専門員等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
|  | 大学卒 | １級29号俸 |
| 短大卒 | １級19号俸 |
|  | 短大卒 | １級15号俸 |
|  | 短大２卒 | １級13号俸 |
|  | 高校卒 | １級５号俸 |

■海事職給料表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
|  | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大卒 | １級11号俸 |
| 高校卒 | １級１号俸 |

■研究職給料表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 試　　　　　　験 | | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
| 正規の試験 | 上　　　級 |  | ２級１号俸 |
| 中　　　級 |  | １級15号俸 |
| 初　　　級 |  | １級５号俸 |
| その他 | | 博士課程修了（大学６卒後のものに限る。） | ２級37号俸 |
| 博士課程修了 | ２級33号俸 |
| 修士課程修了  専門職学位課程修了  大学６卒 | ２級13号俸 |
| 高校卒 | １級１号俸 |

備考　略

■医療職給料表（1）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
| 医　師・歯科医師 | 博士課程修了 | １級25号俸 |
| 大学６卒 | １級１号俸 |

備考　略

■医療職給料表（2）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
| 薬剤師 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 獣医師 | 修士課程修了  大学６卒 | ２級13号俸 |
| 大学卒 | ２級１号俸 |
| 栄養士 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大卒 | １級11号俸 |
| 診療放射線技師 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 診療エックス線技師 | 短大卒 | １級11号俸 |
| 臨床検査技師 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 衛生検査技師 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大卒 | １級11号俸 |
| 臨床工学技士 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 理学療法士・作業療法士 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 視能訓練士 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 言語聴覚士 | 大学卒 | ２級１号俸 |
| 短大３卒 | １級17号俸 |
| 歯科衛生士 | 短大卒 | １級11号俸 |
| 高校専攻科卒 | １級７号俸 |
| 歯科技工士 | 短大卒 | １級11号俸 |
| 高校卒 | １級１号俸 |
| あん摩マッサージ指圧師、  はり師、きゅう師、柔道  整復師 | 短大３卒 | １級17号俸 |
| 短大２卒 | １級11号俸 |
| 高校卒 | １級１号俸 |
| その他 | 高校卒 | １級１号俸 |

備考　略

■医療職給料表（3）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　　　　　種 | 学　歴　免　許　等 | 初　任　給 |
| 保健師・助産師 | 大学卒 | ２級11号俸 |
| 短大３卒 | ２級５号俸 |
| 看護師 | 短大３卒 | ２級５号俸 |
| 短大２卒 | ２級１号俸 |
| 准看護師 | 准看護師養成所卒 | １級１号俸 |

備考　１、２　略

３　准看護師の業務に３年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第21条第３号の規定に該当した者で保健師、助産師又は看護師となったものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号俸を、それぞれ「大学卒」にあっては２級13号俸、「短大２卒」にあっては２級９号俸とする。

４　保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業を入学資格とする修業年限１年以上のものに限る。）を卒業して看護師となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は人事委員会が別に定める。

(５) 給料月額決定の特例

　人事交流等による採用、給料表の適用を異にする異動及び初任給基準を異にする異動の場合の給料月額の決定は、異動前の職（職場）に採用（発令）になった日を、異動後の職（職場）に採用（発令）になったものと見なして再計算をし、初任給を決定します。

■人事交流等により異動した場合（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則16条）

|  |
| --- |
| 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の給料月額について、前２条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の給料月額を決定することができる。  １　給料表の適用を受けない北海道職員  ２　職員以外の地方公務員  ３　国家公務員  ４　公庫に勤務する者  ５　前４号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、道にその業務が移管される機関に勤務する者  ６　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して１年を経過しない者  ７　人事委員会が前各号に掲げる者に準ずると認める者  北　海　道　　国・市町村  道職員とし  て再計算  51．４．１　　〇市採用  59．３．31　　〇市退職  59．４．１　　道採用（初任給） |

■初任給基準を異にする異動の場合（同規則第24条・25条）

|  |
| --- |
| 職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合 |

■給料表の適用を異にする異動の場合（同規則第26条・27条）

|  |
| --- |
| 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合 |